

学校いじめ防止基本方針

岸和田市立八木北小学校

令和5年4月1日

目 次

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方	3
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 取組状況の把握と検証（PDCA）	
5 年間計画	
第 2 章 いじめ防止	6
1 基本的な考え方	
2 いじめの防止のための措置	
第 3 章 早期発見	7
いじめ早期発見のための措置	
第 4 章 いじめに対する迅速な対応	8
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた児童への支援、および、いじめた児童への指導・支援	
4 いじめが起きた集団への働きかけ	
5 ネット上のいじめへの対応	
6 重大事態への対応	

【別添資料】

「いじめ事象生起時の対応について（岸和田市教育委員会）」

「ネット上のトラブルへの対応（岸和田市教育委員会）」

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では、「たくましく生き生きした子を育てる」を教育目標としており、そのため人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ問題対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当者、養護教諭、特別支援コーディネーター、各学年主任、外部専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等) 校内教育支援員

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめへの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画の進捗状況確認
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ問題対策委員会は、年4回の検討会議を開催するとともに、各担任が事案発生の件について情報の共有をはかり、いじめ防止への取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、喫緊の課題に関しては、臨時いじめ問題対策委員会を開催する。

5 年間計画

基本方針及び児童の実態に応じて、以下のとおり実施する（感染症拡大のため変更あり）。

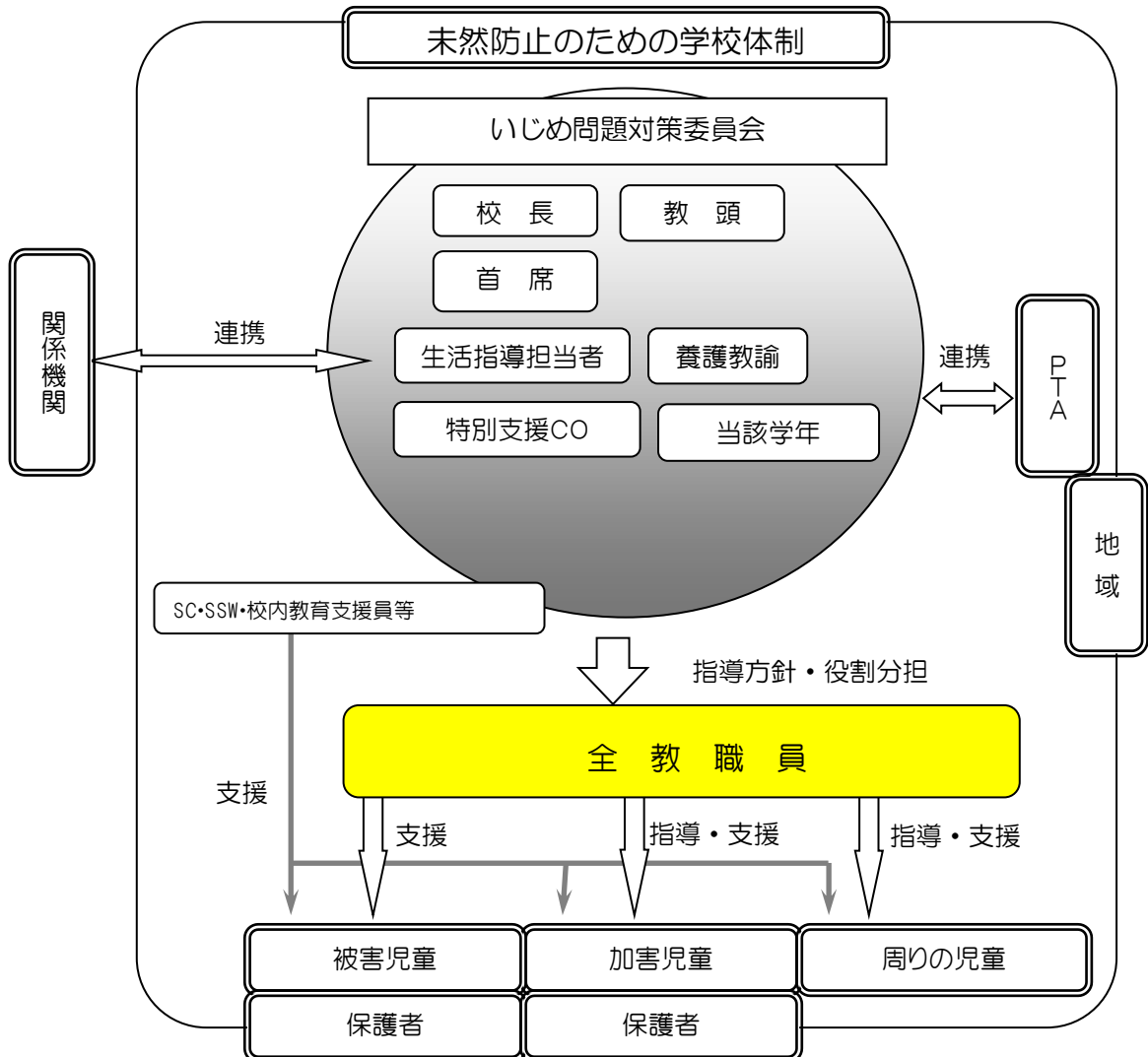
岸和田市立八木北小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	入学式・始業式（学級開き） 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	始業式（学級開き） 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	始業式（学級開き） 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	第1回 いじめ問題対策委員会（年間計画の確認、前年度の引継ぎの共有） 「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載 生活指導部会（月に1回実施） 生活指導全体会（ケース会議を適宜、開催）
5月	家庭訪問 校外学習（集団づくり）	家庭訪問 校外学習（集団づくり）	家庭訪問 校外学習（集団づくり）	
6月	生活指導全体会 子ども祭り（集団づくり）	生活指導全体会 子ども祭り（集団づくり）	生活指導全体会 子ども祭り（集団づくり）	
7月	生活アンケートの実施 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	生活アンケートの実施 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	生活アンケートの実施 保護者懇談会（家庭での様子の把握） 臨海学校（集団づくり）	
9月	始業式（2学期に向けて） 人権参観	始業式（2学期に向けて） 人権参観	始業式（2学期に向けて） 人権参観	（ケース会議を適宜、開催）
10月	運動会（集団づくり）	運動会（集団づくり）	運動会（集団づくり）	
11月	生活アンケートの実施	生活アンケートの実施	生活アンケートの実施 修学旅行（平和学習、集団づくり）	生活アンケート確認
12月	校内音楽会（集団づくり） 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	校内音楽会（集団づくり） 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	校内音楽会（集団づくり） 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	
1月	始業式（3学期に向けて）	始業式（3学期に向けて）	始業式（3学期に向けて）	（ケース会議を適宜、開催） 生活アンケートの確認
2月	生活アンケートの実施	生活アンケートの実施	生活アンケートの実施	
3月	生活指導全体会 修業式	生活指導全体会 修業式	生活指導全体会 修業式・卒業式	
				生活指導全体会 第4回いじめ問題対策委員会（年間の取組みの検証・来年度の展望）

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、学校全体で人権尊重を徹底し、どんな理由があっても「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢を持ち、一人ひとりを大事にしていく。そのことを基盤として、人権に関する学習活動を総合的に推進していく。

児童がお互いの違いを認め合い、他者の痛みや思いを共感的に受け止めることができるように、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員はいじめとはどういう事象が常に意識し、児童の細かい行動の変化を見逃さないようにしていく。
児童に関しては、アンケートを実施したり、教師が子どもと話を増やしたりして、素直に悩みや心の傷を打ち明けられることができるよう配慮していく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、お互いを認め合える学級づくりが大切である。自分の意見を素直に言える雰囲気作り、また他人の意見に耳を傾けることを大事にする必要がある。
- (3) 分かりやすい授業づくりを進めるために、日々個に応じた学習指導と子どもの思考過程を大切にした指導の工夫をする。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、すべての児童が授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。
- (5) 教職員間で児童の情報交換を行い、また研修会の参加等で人権意識を高める。

第3章 早期発見

いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、学期ごとに生活アンケートを実施し、教育相談に生かす。日常の観察として、授業や休み時間、給食時、清掃時、放課後などの児童の様子を把握し、気になる事象があれば児童の話聞く。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭訪問をはじめ、日々の小さな出来事でも保護者と連絡を取り合うよう心掛ける。
- (3) どんな小さいいじめでも相談できるように、児童、保護者、教職員で、日頃からコミュニケーションをとり関係を築いていく。
- (4) 保護者向けプリントなどにより、各種相談できる機関などを広く周知する。必要に応じて、各種相談機関などと適切に連携する。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめられた側を守り抜く姿勢で取り組む。そして、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1)いじめの疑いがある場合は、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わる。

(2)教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や各種担当者、管理職等に報告し、組織(いじめ問題対策委員会)と情報を共有する。その後は、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。聴き取りにあたっては、複数教員により個別に行うなどの配慮をする。

(3)事実確認の結果いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し連携して対応する。

(4)保護者への連絡については、家庭訪問を行い、より丁寧に行う。

3 いじめられた児童への支援、いじめた児童への指導・支援

(1)いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくり、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得て対応を行う。いじめた児童に対して継続して指導を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合には、別室指導などの措置をとることがある。

(2)いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格、身体を傷つけ、生命にも関わる重大な行為であることを理解させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめを行うに至った背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてSCやSSWなどの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

4 いじめが起きた集団への働きかけ

(1)まず、いじめに関わった児童に対しては、事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、共感性を育て、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたり、見て見ぬふりをしていた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

(2)いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校全体の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

5 ネット上のいじめへの対応

日頃よりネットやSNSの使い方について児童が学習する機会を設けるとともに、対応については、岸和田市教育委員会「ネット上のトラブルへの対応」に準ずる。

6 重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告(※市教委から市長等に報告)



- ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

- 学校を調査主体とした場合
市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。
- 市・市教委が調査主体となる場合
市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。